

教 生 学 第 9 9 9 号

令和2年(2020年)2月27日

各 教 育 局 長
関係道立特別支援学校長
関係市町村教育委員会教育長 様
(市 町 村 立 幼 稚 園 長)
(町立幼稚園型認定こども園長)

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長
北海道教育庁学校教育局健康・体育課長
北海道教育庁学校教育局義務教育課長
北海道教育庁学校教育局特別支援教育課長

食品による子どもの窒息事故に関する注意喚起について

このことについて、内閣府子ども・子育て本部参事官付、消費者庁消費者安全課、文部科学省初等中等教育局幼児教育課、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室及び厚生労働省子ども家庭局保育課から、別添写しのとおり事務連絡がありましたので通知します。

ついては、市町村教育委員会及び幼稚部を設置する道立特別支援学校は、保育施設において誤嚥による乳幼児の死亡事例が複数発生している状況を踏まえ、関係するガイドライン等を改めて確認するなど、事故防止及び事故発生時の対応に万全を期すよう、お願いします。

生徒指導・学校安全グループ
学校保健・体育グループ
義務教育グループ
学校教育指導グループ



事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 14 日

各都道府県子ども・子育て支援新制度担当部局
各都道府県認定こども園担当部局
各都道府県私立学校主管部（局）
各都道府県民生主管部（局）
各都道府県教育委員会
各指定都市・中核市子ども・子育て支援新制度担当部局
各指定都市・中核市認定こども園担当部局
各指定都市・中核市民生主管部（局）
各都道府県・指定都市消費者行政担当課 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官付
消費者庁消費者安全課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課

食品による子どもの窒息事故に関する注意喚起について

子ども・子育て支援施策の推進については、日頃より格段の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応については、別添の「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」（平成 28 年 3 月 31 日府子本第 192 号、27 文科初第 1789 号、雇児保発 0331 第 3 号）（以下「ガイドライン」という。）においてお示ししているところです。

今般、保育施設において誤嚥による乳幼児の死亡事例が複数発生している状況を踏まえ、別添ガイドライン及び消費者庁による注意喚起資料を改めて周知することといたしましたので、御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知していただくとともに、教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応に万全を期していただきますよう、お願いいたします。

(参考)

- ・教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/data/index.html>
- ・「食品による子供の窒息事故に御注意ください！」（消費者庁）
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/170315kouhyou_1.pdf

【本件連絡先】

内閣府子ども・子育て本部

TEL : 03-6257-1467 (直通)

消費者庁消費者安全課

TEL : 03-3507-9200 (直通)

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

TEL : 03-6734-3136 (直通)

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

TEL : 03-5253-1111 (内線 4838)

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL : 03-5253-1111 (内線 4853)